

【ドイツ】連邦議会議員の歳費引上げと腐敗防止

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 議員法が改正され、連邦議会議員の歳費が 2015 年 1 月 1 日までに 2 段階で、月額 8,252 ユーロから 9,082 ユーロに引き上げられる。また、刑法典の改正により、議員に係る贈収賄罪の構成要件が拡大されることになった。

1 歳費引上げの背景

連邦議会議員は、その独立を保障するにふさわしい補償を請求する権利を有し（基本法第 48 条第 3 項）、その詳細は議員法（注 1）において定められている。補償には、主に在任中に受ける歳費（議員法第 11 条。以下に掲げる条番号は、議員法の条項を指す。）及び非課税の職務手当（第 12 条）、並びに在任後に受ける議員年金（第 19 条）がある。

歳費は、1995 年の議員法改正（注 2）により、連邦の最高裁判所の裁判官の報酬額に従うとされた。歳費は議員法の改正により漸次引き上げられてきたが、引上げのない年もあり、連邦の最高裁判所の裁判官の報酬とは約 6～9%の乖離があった。

2011 年 11 月 24 日、連邦議会の運営機関である長老評議会は、今後の議員歳費及び議員年金の在り方を検討するための独立委員会を連邦議会に設置することを決定した。この結果設置された独立委員会は、法曹界や経済界、行政からの代表者、学者ら 11 名により構成され、17 回の会議の末、2013 年 3 月に報告書（注 3）を提出した。

2 歳費を引き上げるための議員法改正

キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党（SPD）の連立政権は、独立委員会の報告書に盛り込まれた提言を実施するための議員法改正法案（注 4）を、2014 年 2 月 11 日に連邦議会に提出した。連邦議会における法案の審議は、2 月 14 日の趣旨説明の後、2 月 21 日には可決という異例の速さで行われた。法案は、3 月 14 日に連邦参議院を通過した。以下に、法律の概要を紹介する。

(1) 歳費の引上げ

議員の歳費を、現在の月額 8,252 ユーロから 2014 年 7 月 1 日に 8,667 ユーロに、2015 年 1 月 1 日に 9,082 ユーロに引き上げる。2016 年以降は、連邦統計庁が調査した前年の全ての雇用者の名目賃金指数の変動に応じて、議員の歳費も変動させる。（第 11 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項）

(2) 役職手当

従来、連邦議会議長は歳費の 1 月分、議長代理は歳費の半月分の役職手当を受けるが、これに加えて、委員会、調査委員会及び調査会（Enquete-Kommission）の委員長は

歳費月額額の15%の役職手当を受けることとする。(第11条第2項)

(3) 歳費の減額

議員は、事前に届け出て本会議を欠席したときには、従来1回の欠席につき50ユーロを歳費から減額されるが、これが100ユーロに引き上げられる。また、事前に届け出ずに本会議を欠席したときには100ユーロから200ユーロに、事前に届け出ずに記名投票に参加しなかったときは50ユーロから100ユーロに、それぞれ歳費の減額が引き上げられる。(第14条)

(4) 議員年金

議員を務めた者は、67歳に達すると、議員を務めた期間1年につき歳費の2.5%分の議員年金を受給する。従来、その最高額は歳費の67.5%であったが、これが65%に減額される。また、従来は57歳から満額の議員年金を早期に受給することができたが、改正後は、早期の受給が可能となる年齢が63歳に引き上げられ、この場合には、本来の受給開始年齢から1月早まるごとに0.3%減額される。(第19条第4項及び第20条)

3 議員に係る贈収賄罪の構成要件の拡大

議員法の改正と同時に、刑法典改正法案が両院を通過し、議員に係る贈収賄罪の構成要件が拡大される(注5)。刑法典第108e条の規定によれば、従来、選挙のために票の売買を企図した者は、5年以下の自由刑又は罰金を科される。同規定の改正により、議員がその活動において、委託又は指示を受けた特定の行為を行うこと又は行わないことを条件として、当該議員本人又は第三者のための不当な利得を要求し、約束させ又は受け取った場合には、5年以下の自由刑又は罰金が科されるとされた。「利得」には、非物質的なものも含まれる。また、贈賄側にも、同様の刑罰が科される。

ドイツは2003年に国連腐敗防止条約に署名しているが、まだ同条約を批准していない。今回の刑法典の改正により、同条約で禁じられている行為が、ドイツにおいても禁じられることとなった。これを受けて、連邦政府は、同条約の批准の準備を進めている(注6)。

注(インターネット情報は2014年4月18日現在である。)

(1) Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Mitglieder des Deutschen Bundestages (Abgeordnetengesetz – AbgG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. Februar 1996 (BGBl. I S. 326).

(2) Gesetz zur Neuregelung der Rechtsstellung der Abgeordneten vom 15. Dezember 1995 (BGBl. I S. 1718)

(3) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/12500, S.15.

(4) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/477. 法律は現在未公布であるが、公布の翌日に施行される。

(5) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/476, 607. 刑法典改正法案は、2014年9月1日施行。

(6) ドイツ国連協会 (Deutsche Gesellschaft für die Vereinten Nationen) のウェブサイトを参照。

<<http://www.dgvn.de/meldung/bundestag-ermoeglicht-ratifizierung-der-un-konvention-gegen-korruption/>>